

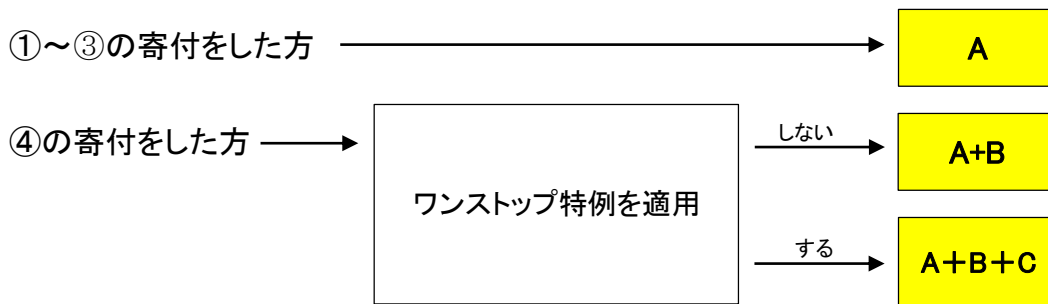
## IV-④寄附金税額控除

控除の対象となる寄附をした場合、下記により算出した額を市民税・都民税所得割額から控除できます。

### 控除の対象となる寄附

- ① 東京都の共同募金会に対する寄附
- ② 日本赤十字社東京都支部に対する寄附
- ③ 東大和市または東京都が条例で指定した法人・団体に対する寄附  
※条例指定されていない場合には、指定されている一方のみの控除となります。
- ④ 都道府県・市町村または特別区に対する寄附(いわゆる「ふるさと寄附金」)  
※総務大臣が一定の基準に適合した都道府県・市区町村を「ふるさと納税(特例控除)」の対象として指定する「ふるさと納税に係る指定制度」が創設されたことに伴い、令和元年6月1日以降、指定を受けていない地方団体(大阪府泉佐野市、静岡県小山町、和歌山県高野町、佐賀県みやき町)に対する寄附金は特例控除の対象外となります。(寄附金税額控除のうち、「基礎控除」分は控除を受けることができます。「基本控除」に加算される「特例控除」と「申告特例控除(ワンストップ特例控除)」は適用されません。)指定団体については、総務省ホームページからご確認ください。

### 寄附金税額控除額の計算方法



※ワンストップ特例とは、確定申告の必要のない方がふるさと納税を行った場合に、その各自治体に申請を行うことで確定申告が不要になる制度です。

	区分	計算方法
A	住民税の基本控除分	(寄附金-2,000円) × 10% (市 6% 都 4%) (※控除の上限は総所得金額等 × 30% - 2,000円。総所得金額等とは、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額の合計額)
B	住民税の特例控除分	(寄附金-2,000円) × {90% - (所得税の限界税率 × 1.021)} (※控除額の上限は、住民税所得割額の 20%)
C	申告特例控除分(所得税寄附金控除分)	住民税の特例控除分(B) × 申告特例控除割合

※「所得税の限界税率」と「申告特例控除割合」については、次ページの表を参照してください。

都道府県・市町村または特別区に対する寄附金控除に係る所得税の限界税率		
住民税の課税総所得金額—人的控除の差額の合計額	所得税の限界税率	割合(平成26～令和20年度)
0円未満(課税山林所得、課税退職所得がある場合)	地方税法に定める割合	
0円未満(課税山林所得、課税退職所得がない場合)	0%	0%
0円以上195万円以下	5%	5.105%
195万円超330万円以下	10%	10.21%
330万円超695万円以下	20%	20.42%
695万円超900万円以下	23%	23.483%
900万円超1800万円以下	33%	33.693%
1800万円超4000万円以下	40%	40.84%
4000万円超	45%	45.945%

※課税総所得金額とは、総所得金額から所得控除額を引いた金額です。

※限界税率とは、個人の課税所得金額に応じて適用される税率のうち最も高い税率です。

※平成26～令和20年度は復興特別所得税率があるため、「割合(平成26～令和20年度)」となります。

申告特例控除割合	
課税総所得金額—人的控除調整額	割合(平成26～令和20年度)
0円以上195万円以下	84.895分の5.105
195万円超330万円以下	79.79分の10.21
330万円超695万円以下	69.58分の20.42
695万円超900万円以下	66.517分の23.483
900万円超1800万円以下	56.307分の33.693
1800万円超4000万円以下	
4000万円超	

※平成26～令和20年度は復興特別所得税率があるため、「割合(平成26～令和20年度)」となります。